

令和7年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議 資料6

国庫補助金等における事業計画の事後的評価について

1 国庫補助事業における事後的評価について

- (1)評価の目的
 - 国が策定した「事後的評価実施要領」に基づき都道府県(補助事業者) が今後の効果的かつ適切な事業運用を図るため行うもの
- (2)評価の対象
 - ア 医療提供体制施設整備交付金
 - ・ 救命救急センター施設整備事業、医療施設耐震整備事業 など
 - イ 医療提供体制推進事業費補助金
 - ・ ドクターヘリ導入促進事業、周産期母子医療センター運営事業 など
- (3) 評価の方法
 - 補助事業年度の翌年度に、都道府県が、事業内容を自己評価し、その評
 - 価結果について第三者(県保健医療計画推進会議)から事後評価を受ける

2 自己評価結果(医療提供体制施設整備交付金)①

○ 本交付金は、医療計画に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために国が交付するもの。

○ 主に、医療施設における患者の療養環境、医療従事者の職場環境改善、医療従事者の養成力の充実等を図ることに充当している。

○ 令和6年度は、「休日夜間急患センター施設整備事業」及び、「地域災害拠点 病院施設整備事業」に活用した。

自己評価結果(医療提供体制施設整備交付金)②

○医療計画等の推進に関する事業

	1. >/<			
国庫補助事業名	補助事業の詳細(目的等)	補助	補助対象者	国庫補助額
		年度		(千円)
休日夜間急患センター施設整	休日夜間急患診療所(医科)の新築、増改築	R6	栄区休日急患診療所 他1	9, 274
備事業	に要する工事費等に対する施設整備費補助			
(国1/3・事2/3)				
		計	補助累計額	9, 274
地域災害拠点病院施設整備事	新築、増改築等に伴う補強、備蓄倉庫・自家	R6	関東労災病院 他 1	7,800
業	発電装置・受水槽等の整備に要する工事費等	(R5繰越分)		
(国1/3・事2/3)	に対する施設整備費補助			
		計	補助累計額	7,800

補助年度	国庫補助額 (千円)
R6	9, 274
R6 (R5繰越分)	7, 800
合計	17, 074

2 自己評価結果(医療提供体制施設整備交付金)③

【総合評価】

- 本県では、「初期救急機能」、「災害時の病院の機能」の更新及び強化に 本交付金を活用し、地域医療圏における医療提供体制の強化を図った。
- 〇 各施設整備事業の実施のプロセスにおいても、計画どおり進捗しており、 支出額17,074千円に係る支出事務も適正に行われた。
- 以上のことから、本県の令和6年度医療提供体制施設整備交付金(令和6年度分及び令和5年度補正繰越分)における事業計画に位置づけられた事業内容は、適切なものと評価した。

3 自己評価結果(医療提供体制推進事業費補助金)

- 本交付金(統合補助金)は、医療計画に定める医療提供施設等の整備の目標等 に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付するもの。
- 〇 主に、医療施設における患者の療養環境、医療従事者の養成力の充実等を図る ことに充当している。
- 令和6年度は以下の事業に活用した。
 - ·救急医療対策事業

「救命救急センター運営事業」「ドクターへリ導入促進事業」「救急医療センター運営事業」

・周産期医療対策事業

「周産期医療対策事業」「周産期母子医療センター運営事業」 「NICU等長期入院児支援事業」

・歯科保健医療対策事業

「歯科医療安全管理体制推進特別事業」

・医療提供体制設備整備事業

「災害拠点精神科病院等設備等整備事業」

「災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業」

3

自己評価結果(医療提供体制推進事業費補助金)



〇 救急医療対策事業

事業名	事業の詳細	補助 年度	補助対象者	国庫補助額 (千円)	構成比(年度別)
救命救急センター運営事業 (国1/3・県1/3・事業者1/3)			8 病院	157, 866	20. 2%
		計	1年間補助額・構成比	157, 866	20. 1%
ドクターへリ導入促進事業 (国1/2・県1/2)	ドクターへリの運航に必要な経費補助	R6	東海大学医学部付属病院	152, 911	19. 5%
		計	1年間補助額・構成比	152, 911	19. 5%
	神奈川県救急医療中央情報センターの救急医療情報システム等に対する運営費補助	R6	神奈川県(県事業)	25, 507	3. 3%
		計	1年間補助額・構成比	25, 507	3. 2%

自己評価結果(医療提供体制推進事業費補助金)③



周産期医療対策事業等

周産期医療対策事業 (国1/3・県2/3)			神奈川県(県事業)	392
			1年間補助額・構成比	392
周産期母子医療センター運営 事業 (国1/3. 事業者2/3)			21医療機関(病院)	414, 607
(国1/0、 1/2/0/			1年間補助額・構成比	414, 607
N I C U 等長期入院児支援事業 (国1/3、事業者2/3)	在宅等に移行したNICU等長期入院児を保護者の負担軽減等を目的としたレスパイト入院体制を整備する病院に対して受入れ実績に応じた補助(NICU病床等の確保)	R6	5 医療機関(病院)	30, 064
	守り推進人	計	1年間補助額・構成比	30, 064

3

自己評価結果(医療提供体制推進事業費補助金)



〇 歯科保健医療対策事業

歯科医療安全管理体制推進特 別事業	歯科医療関係者向けの安全管理に係るセミナー等を開催 し、歯科医療安全管理体制の充実を図る	R6	神奈川県(県事業)	961
		計	1年間補助額・構成比	961

〇 医療提供体制設備整備事業

	災害拠点精神科病院及びDPAT先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急情報システム端末等の購入費	R6 (R5繰越分)	1 医療機関	200
整備事業		計	1年間補助額・構成比	200
災害・感染症医療業務従事者	災害・感染症医療業務従事者派遣に関する協定を締結している医療機関(DMAT、DPAT先遣隊、災害支援ナース)に対し、 災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する設備整備費用の補助	(R5繰越分)	9 医療機関	2, 488
派遣設備整備事業	を目的とする。	計	1年間補助額・構成比	2, 488

補助年度	各年度国庫補助額(千円)
R6	782, 308
R6 (R5繰越分)	2, 688
今計画 合計	784, 996

自己評価結果 (医療提供体制推進事業費補助金)

【総合評価】

- 本県では、医療計画の「6事業」に位置づけられた「救急医療」、「小児 医療」、「周産期医療」、「災害時医療」を中心に医療提供体制の持続的確 保が図られた。また、歯科保健医療対策事業により、歯科医療安全管理体制 の充実が促進された。
- 各推進事業の実施のプロセスにおいて、概ね計画どおり進捗しており、支出額784,996千円に係る支出事務においても適正に行われた。
- 以上のことから、令和6年度医療提供体制推進事業費補助金における事業 計画に位置づけられた事業内容は、適切なものと評価した。

Kanagawa Prefectural Goverment

本件に係る調整事項

4

調整事項

県の自己評価結果について、保健医療計画推進会議の

各委員に事後評価としてご意見を賜りたい

5 今後の予定

9月30日 本会議において自己評価に係る第三者評価

10月中旬 厚生労働省あて評価結果(資料6別紙)を提出

- ※ 国策定の「事後的評価実施要領」では、補助事業年度の翌年度6月30日までに翌年度の交付申請書に添えて評価結果を厚生労働省に提出することとなっているが、9月末以降に提出することについて国了承済
- ※ なお、評価結果の未提出や本補助金が適切に運用されていないと判断される場合には、翌年 度以降に係る補助金の算定について、一定の減算等の措置を行うこととされている。

(参考) 事後的評価実施要領(抜粋)

- 医療提供体制施設整備交付金における事業計画の事後的評価実施要領(抜粋)
- 第 2 評価の方法 都道府県医療審議会の委員等からなる評価委員会を構成・開催し、評価の実施時期、評価の手順並びに評価結果(評価書)の様式及び公表方法等を定めるものとする。
- 第5 評価結果の公表及び厚生労働省への提出 評価委員会における評価及び改善の検討の終了後、速やかに評価結果(評価書)を公表 するとともに、翌年度の交付金の申請書に添えて(翌年度に交付金の申請を行わない場合 は、翌年度6月30日までに)、評価結果(評価書)を厚生労働省に提出するものとする。
- 医療提供体制推進事業費補助金における事業計画の事後的評価実施要領(抜粋)
- 第 2 評価の方法 都道府県医療審議会の委員等からなる評価委員会を構成・開催し、評価の実施時期、評価の手順並びに評価結果(評価書)の様式及び公表方法等を定めるものとする。
- 第5 評価結果の公表及び厚生労働省への提出 評価委員会における評価及び改善の検討の終了後、速やかに評価結果(評価書)を公表 するとともに、翌年度の補助金の申請書に添えて(翌年度に補助金の申請を行わない場合 は、翌年度6月30日までに)、評価結果(評価書)を厚生労働省に提出するものとする。